



しろさと 農業委員会だより

第14号

平成26年6月16日発行

編集

農業委員会運営委員会

発行

農業委員会事務局

発行に寄せて



城里町農業委員会

会長 富田 昇

平素より、本会に対し特段のご支援ご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

今年から、農地を少しでも多く、意欲ある担い手に貸し出し、更なる農地集積を広域的に促進するため、貸し手と借り手の橋渡し役となる「茨城県農地中間管理機構」が設立されました。

今後、本町では有効活用されていない農地等についての貸し付け・借り受けの希望申込み・受付調査を行い、機構へ情報提供し、バックアップしていく予定であります。

先月中旬、「国は農業委員の選出制度について改革を進める」との報道がされました。これまでは、「地域農業に精通・土着した農業者の声」を反映させるため、地域が選出する選挙制度を続けて参りましたが、今後は、各市町村長からの選任により、農業委員を選出するというものです。農業委員は、皆さんが大事に耕作をしてきた農地を扱うのが第一の仕事です。地域農業者の代表は地域の者が決めるという『現場』を無視し、農家不在の農業行政とならないよう他市町村農業委員会と一丸になって、国に反対の意を働きかけて参りたいと思います。

結びに、今年一年が皆様にとりまして、穏やかで実り多き年となりますよう心からご祈念しまして挨拶いたします。

農地法の申請等の受付締切は 毎月10日です！

(土日祝日にあたる場合は、
翌平日の開庁日となります)



◆農地のことは農業委員会にご相談ください◆

農地転用とは、農地等を住宅（個人の給排水管理設等含む）や資材置場、駐車場、山林等の農地以外の用途に転換することです。

農地を一時的に資材置場などにする場合も、農地の転用となり、その際は許可申請が必要となります。また、農地に農業用施設を造りたい場合も届出が必要になります。

主な内容

- ・農地法第3条下限面積 (2)
- ・贈与税の納税猶予を受けている方へ (2)
- ・平成25年度農地法等申請件数 (2)
- ・農地改良の協議について (2)
- ・農地の利用権設定について (2)
- ・農地中間管理機構について (3)
- ・荒廃農地全体調査について (3)
- ・新規就農者の紹介 (4)
- ・農業者年金について (4)

農地の 適正管理について

近年、耕作されなくなった農地が増加しています。適正な管理がされない、雑草・雑木が繁栄して荒廃農地化が進み、病害虫や火災発生の原因となる恐れがあります。また、有害鳥獣の潜入や産業廃棄物等の不法投棄の場所となることも考えられ、周辺農地や近隣住民に多大な迷惑を及ぼします。

耕起・草刈り・除草等を定期的に行い、適正な管理をお願いします。

農地法第三条 下限面積について

耕作目的で農地を売買、贈与、貸借等をする場合は農地法第三条に基づく農業委員会の手続きが必要で、許可を得るには、申請後の耕作面積が下限面積以上であることが条件の一つになっています。

城里町では、平成二十六年三月二十五日の定例総会において下限面積の変更を審議し、平成二十六年度も昨年度同様、四十アールと決定しました。

農地の納税猶予を受けている方はご確認ください

相続税及び贈与税の納税猶予制度を受けている農地について、適正利用を厳格化する旨国から通知されています。

今後、適用農地が荒廃農地地等の状態となった場合には、納税猶予が打ち切りとなり、**猶予を受けていた税額の全部、または一部と利子税を納付することとなりますのでご注意ください。**

農地改良協議について

農地の生産性を高める農地改良（盛土や埋立）を実施する際には、農業委員会への事前協議が必要です。協議申し入れの締切は定例総会（毎月二十五日に開催）の前月の十日までになります。

農地の貸し借りは「利用権の設定」の活用で

安心して農地の貸し借りをするため、利用権設定を勧めています。設定された貸借契約期間の満了前に、貸主及び借主に農業委員会から、次回の更新についての通知がされます。契約期間は一年から可能です。

平成25年度（平成25年4月～平成26年3月）

農地法等申請件数

農地法第3条（農地を売買、贈与、貸借等）

件数	面積（㎡）
35	70,182

農地法第4条（所有者が自らの農地を転用すること）

件数	面積（㎡）
7	2,728

農地法第5条（所有者以外の者が農地を転用し、権利の移動・設定を行うこと）

件数	面積（㎡）
49	43,962

農地改良協議（農地に盛土等を行い利用価値を高めること）

件数	面積（㎡）
2	1,287

農業経営基盤強化促進法による利用権設定（農地の貸借）

件数	面積（㎡）
111	286,678

農業委員会活動報告

（1月～5月）

1月

六日 辞令交付式

九日 新春賀詞交歓会

十二日 成人式典

二十一日～二十二日

認定農業者連絡協議会視察研修

第一回農業委員会総会

2月

五日 中央地区農業委員会合同研修会

六日 地域の農地と担い手を守り活かす運動大会

十七日 第一回運営委員会

十九日 家族経営協定調印式

二十四日 第二回農業委員会総会

3月

二十五日 第三回農業委員会総会

三十一日 城里町職員退職辞令交付式

4月

一日 城里町職員辞令交付式

十七日 第二回運営委員会

二十日 水戸農業協同組合総代会

二十五日 第四回農業委員会総会

5月

十五日～十六日

茨城県市町村農業委員会会長・事務局長会議

二十三日 第三回運営委員会

二十六日 第五回農業委員会総会

二十七日 全国農業委員会会長大会

茨城県農地中間管理機構が設立されました

農地中間管理機構とは…農地の有効利用の継続や農業経営の効率化を進める仕事をします。農地を借り受け、担い手への農地集積や集約化を推進します。

注意

受け手（担い手）の農地の集積や集約化を図り、農業経営の効率化を進めることが目的であるため、借り受ける場合には一定の条件（今後作成予定の「**農用地利用配分計画**」に沿った農地であることなど）が発生する場合があります。

出し手

借受

(10年以上)

農地中間管理機構の役割

- ①農地を借り受けます。
- ②担い手（法人経営・大規模家族経営・集落営農・企業）が、まとまりのある形で農地を利用できるよう配慮（必要な場合は、簡易的な条件整備等を実施）して、貸し付けます。
- ③受け手（担い手）に貸し付けるまでの間は、農地として管理します。

貸付

受け手・担い手

【手順】

農地を貸したい人は ⇒ 1. 農地中間管理機構または町等の相談窓口連絡
2. 貸出期間や諸条件を相談します。
3. 受け手がまとまりのある形で農地を利用できるよう農地中間管理機構が条件を整えます。

農地を借りたい人は ⇒ 1. 機構の借受希望者の募集に応募し、登録します。
2. 機構と借受期間や諸条件を相談します。
3. 農地の配分計画決定後に貸借が決まります。

※ 詳しい内容や町相談窓口については、茨城県農地中間管理機構・城里町との「業務一部委託契約」締結後に、広報誌等で随時お知らせします。

◆◆◆「農地パトロール」荒廃農地調査について◆◆◆

農業委員会の法定業務として「農地の利用状況調査」が義務付けられ、今年も昨年と同様、7月から8月に荒廃農地調査と併せて「農地パトロール」を実施します。調査の際には、各委員が農地に立ち入ることもありますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

それらの結果をもとに、11月から12月に、農地所有者等への荒廃農地の利用増進・適正管理に向けた指導等を行います。

昨年度の調査結果は以下の表のとおり、城里町内で全農地（2,900ha）のうち、約194haの荒廃農地があることがわかりました。



▲パトロール中の様子

地 区	荒		廃		農		地	
	筆 数	面積 (ha)	うち農用地区域内		うち農用地区域外		筆 数	面積 (ha)
町 全 体	2,007	194.4	1,768	160.2	239	34.2		
	田 831	田 75.6	田 692	田 63.1	田 139	田 12.5		
	畑 1,176	畑 118.8	畑 1,076	畑 97.1	畑 100	畑 21.7		
常 北 地 区	1,111	107.1	912	78.1	199	29.0		
	田 442	田 37.8	田 317	田 26.3	田 125	田 11.5		
	畑 669	畑 69.3	畑 595	畑 51.8	畑 74	畑 17.5		
桂 地 区	584	52.3	553	48.6	31	3.7		
	田 168	田 9.8	田 158	田 9.1	田 10	田 0.7		
	畑 416	畑 42.5	畑 395	畑 39.5	畑 21	畑 3.0		
七 会 地 区	312	35.0	303	33.5	9	1.5		
	田 221	田 28.0	田 217	田 27.7	田 4	田 0.3		
	畑 91	畑 7.0	畑 86	畑 5.8	畑 5	畑 1.2		

期待の星【新規認定就農者】

ひたちなか市出身で、新規認定就農者として、町在住の叔父のもと、二年間の実践と研修を経て、現在、石塚地内において、アスパラガスを中心に就農三年目に入った高萩和彦さん。

大学での専攻も就職先も、農業とは全く別分野でありましたが、第二の就職先として農業を選択したのは、「自然の中での暮らしの快適さと、食に困らない職だと思ったので」と話します。とはいえ、教科書通りにはいかない難しさも感じつつ、今では口コミで飲食店や個人の方が直接買い付けに来るほどになりました。

今後は、『炭素循環法』を取り入れた栽培法を目標に、「出来るだけ農薬を使わず美味しい野菜を沢山の人の食べてもらいたい」と話しています。



▲アスパラガスの収穫に追われる高萩さん

加入して得する 農業者年金の特徴

☆農業に従事されている方は誰でも加入できます。

60歳未満の国民年金第1号被保険者であって、年間60日以上農業に従事している方。その配偶者や後継者など家族農業従事者。

☆少子高齢時代に強い年金です。年金資産は安全性を重視して運用しています。

新制度は「積立方式」であり、自分で積んで自分で受給する制度です。

☆保険料は自分で選べ、いつでも見直しできます。(月額2万～6万7千円の間)

☆終身年金で80歳までの保証付きです。

農業者老齢年金は、原則65歳から生涯受け取ることができます。

☆税制面で大きな優遇措置があります。(保険料は全額控除可)

☆認定農業者、認定就農者等一定の要件を満たす方は保険料の国庫補助があります。

年金額の試算表

単位：万円

加入年齢	納付期間	保険料納付総額			性別	年金受給額
		本人負担分	国庫補助額	合計額		
40歳	20年	408	72	480	男	665
					女	707
30歳	30年	588	132	720	男	1,096
					女	1,163
20歳	40年	744	216	960	男	1,609
					女	1,703

※保険料の月額2万円、運用利回り2%(変動あり)、最も有利な保険料の国庫補助を受けた場合です。

補助が受けられない方の場合、「合計額＝本人負担分」になります。

※年金受給額は、農業者年金加入者の平均寿命を考慮し、男性86.5歳、女性92.0歳まで生存した場合での算出です。

詳しくは、農業委員会へお問い合わせください。

農業者年金受給者の
現況届の提出期限は、
6月末です!!

城里町農業委員会事務局

〒311-4303
城里町石塚1428-1
コミュニティセンター城里
電話 029-288-3111
(内線361,362)
FAX 029-288-2362

季節はすっかり「梅雨」の時期ですが、水稻農家の方々は、今年の田植えも無事終わり、一段落したところかと思えます。

今年の城里米はどのような実りになるのか楽しみです。今年度よりいよいよ始動してまいります農地中間管理機構制度。まだ動き出したばかりではありますが、城里町の農業振興の一助となるよう、農業行政に努めてまいりたいと思います。皆様方のより一層のご指導とご協力、宜しくお願いします。

また、疑問や質問などがありましたらお寄せ下さい。

編集後記



定例総会は、
毎月25日です。
(土日祝日にあたる場合は、翌平日の開庁日となります)